

## 相談事例

ID：02-02-032

### 相談タイトル

自宅、ふすまの張り替え修繕についての施工不良について

### Q：ご相談内容

自宅の襖紙が破損・汚れた為、ふすま修繕のチラシを見て、記載の業者に連絡をして4本の襖紙交換の見積もりを取り、その後に修繕依頼した。4本の襖を引き取り修繕を行った後に、張替えた襖を持ってきた。4本の内1本が下地の板がデコボコになってしまっているため、襖紙を貼っても、そのまま表に出てしまい、このままでは修繕ができないのであった。追加の費用を払ってくれれば下地のやり替え、新品との交換等が行えるが、このままでは元通りにはならない旨言われてしまい、追加の費用負担を求められている。修繕依頼時や襖の引き取り時には、修繕が難しいケースもあるなどの説明は一切無く、引き取った4本の内3本は既に修繕を行い1本について、追加の費用負担がなければ修繕等できないということと言われているが、追加の費用負担をしなければならないものか、どのように対応したら良いか聞きたい。

### A：回答

契約書の作成はしていないということですが、お互いの自由な意思の下で合意をされていることですので、契約は成立していることとなります。契約書面を取り交わされていると契約書（契約約款）の中に、一定のトラブルが生じた場合の損害賠償や契約の解除などについての記載があることが多いのですが、今回はその部分がないこととなります。今回の請負契約については、その基本は、4本の襖紙を貼り替えること、そしてその対価として相談者の方が、契約金額を支払うことが基本的な内容ですので、現状の交渉スタンスとしては、まだ3本の張り替えしかできていないので「契約不履行（契約不適合）」を理由に、追加料金の話の前に「成果物」の要求をすることとなります。その交渉の中で、例えば襖の骨組みの調整や下地板の張り替え等相応の措置が必要であり、その費用を業者に持たせることは過大な要求であると相談者の方が思われるのであれば、金額的な負担の交渉を行うことになると考えます。

いずれにしても十分な説明を受け協議を行うことが必要と考えます。